

教育委員会定例会事項書

令和7年6月5日(木)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 富 樫 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第	11 号	教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案	公開
議案第	12 号	令和8年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について	非公開

4 閉会宣言

前 回 定 例 会 の 審 議 結 果

1 日 時

令和7年5月22日（木）

開 会 9時30分

閉 会 10時29分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、安田委員

議事録署名者 大森委員

4 採択議案の件名

議案第7号 職員の懲戒処分について

議案第8号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免について

議案第9号 令和7年度三重県一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係）について

議案第10号 三重県立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例案

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和10年度全国高等学校総合体育大会の本県開催競技に係る開催地について

報告2 令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第 11 号

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十八年三重県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の項及び第三号の項を削る。

附 則

この規則は、令和七年六月十六日から施行する。

改 正 案

別表第一（第二条関係）

区分	事務
一 条例別表 第一の四の 項の三重県 教育委員会 規則で定め る事務	特別支援学校への就学奨励 に関する法律（昭和二十九年 法律第百四十四号）第二条の 経費の支弁と一体となつて行 われる特別支援学校への就学 のため必要な経費の補助に係 る当該経費（以下「特別支援 学校就学補助経費」という。） の算定に必要な資料の受理、 その資料に係る事実について の審査又はその資料の提出に 対する応答に関する事務

現 行

別表第一（第二条関係）

区分	事務
一 条例別表 第一の四の 項の三重県 教育委員会 規則で定め る事務	特別支援学校への就学奨励 に関する法律（昭和二十九年 法律第百四十四号）第二条の 経費の支弁と一体となつて行 われる特別支援学校への就学 のため必要な経費の補助に係 る当該経費（以下「特別支援 学校就学補助経費」という。） の算定に必要な資料の受理、 その資料に係る事実について の審査又はその資料の提出に 対する応答に関する事務
二 条例別表 第一の五の 項の三重県 教育委員会 規則で定め る事務	高等学校等（高等学校等就 学支援金の支給に関する法律 （平成二十二年法律第十八 号。以下この項において「就 学支援金法」という。）第二 条に規定する高等学校等をい う。以下この項及び次項にお いて同じ。）を退学し、再び 県立の高等学校で学び直す生 徒又は学生に対する就学支援 金（就学支援金法第三条第一 項に規定する就学支援金をい う。）に相当する額の支援金 に係る受給資格の認定の申請 の受理、その申請に係る事実 についての審査又はその申請 に対する応答に関する事務 前号の申請を行う者の保護 者等（就学支援金法第三条第 二項第三号に規定する保護者 等をいう。次項において同 じ。）の収入状況に係る届出 の受理、その届出に係る事実 についての審査又はその届出 に対する応答に関する事務

	三 条例別表 第一の六の 項の三重県 教育委員会 規則で定め る事務 県立の高等学校等（特別支 援学校の高等部を除く。）に 在籍する生徒又は学生の保護 者等に対する授業料以外の教 育に必要な経費の負担軽減を 図るための給付金に係る支給 の申請の受理、その申請に係 る事実についての審査又はそ の申請に対する応答に関する 事務
--	--

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正内容

別表第一のうち、高等学校等学び直し支援金及び高校生等奨学給付金について定めた項を削除する。

2 改正理由

マイナンバーの利用に関して、「高等学校等学び直し支援金」の支給に関する事務及び「高校生等奨学給付金」の支給に関する事務は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」において、地方自治体が条例で定める「独自利用事務」と位置付けられていたが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第1.9条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）において「準法定事務」の位置付けとなり、対応する県条例である「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」が令和7年3月21日に改正され、これらの制度に関する記述が削除されたため、これに対応する教育委員会規則の改正を行う。

3 施行期日等

令和7年6月16日から施行する。

令和六年デジタル庁・総務省令第九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令を次のように定める。

第一条 この命令において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二条 法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)
百六十八 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第一百七十条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第一百七十条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第一百七十条で定めるもの
百六十九 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第一百七十一条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第一百七十一条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第一百七十一条で定めるもの

百七十 都道府県 知事又は都道府県 教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百七十二条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第百七十二条で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)

第百七十条 第二条の表百六十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

ロ 当該申請を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

二 「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」に規定する収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

ロ 当該届出を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第百七十一条 第二条の表百六十九の項で定める事務は、「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する同項に規定する給付金の給付に係る申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等をいい、特別支援学校の高等部を除く。次号において同じ。）に在学する生徒若しくは学生又はその保護者等に係る生活保護実施関係情報

二 高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第百七十二条 第二条の表百七十の項で定める事務は、「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する同項に規定する給付金の給付に係る申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒の生計を維持す

る者（当該高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒が主として自己の収入により生計を維持している場合にあっては、当該高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒。次号において同じ。）に係る生活保護実施関係情報

二 高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒の生計を維持する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年三重県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第一 (第四条関係)		別表第一 (第四条関係)	
機 関	事 務	機 関	事 務
教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)によるものを除く。)であつて三重県教育	一 知事	生活に困窮する外国人に 対する保護の決定及び実 施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の 支給、保護に要する費用の 返還又は徴収金の徴収に 関する事務であつて規則 で定めるもの
		二 知事	私立高等学校等学び直し 支援金の支給に関する事 務であつて規則で定める もの
		三 知事	私立高校生等奨学給付金 の支給に関する事務であ つて規則で定めるもの
		四 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)によるものを除く。)であつて三重県教育

委員会規則で定めるもの		
-------------	--	--

別表第二（第四条関係）

機関	事務	特定個人情報

		委員会規則で定めるもの
五	教育委員会	県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務であつて三重県教育委員会規則で定めるもの
六	教育委員会	県立高校生等奨学給付金の支給に関する事務であつて三重県教育委員会規則で定めるもの

別表第二（第四条関係）

機関	事務	特定個人情報
一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	一 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
		二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
		三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報